

図書館の クリスマス会

ジングルベルの歌が街に流れる季節です。図書館のクリスマス会は楽しいことがいっぱい。お友達や家族と一緒に、楽しい1日を過ごしませんか。

日時 12月9日(土) 午後2時
場所 市立図書館2階大集会室
内容 クリスマスのおはなし、工作ほか
定員 75人程度(先着。1グループの人数および組数に制限はありません)
申込 11月25日(土)から、児童カウンターにて受付
問合 市立図書館 ☎25-2145

クリスマスコンサート

日時 12月17日(日) 午後2時
場所 神島田公民館2階大集会室
内容 津島吹奏楽団による演奏(ジングルベル、きよしこの夜、銀河鉄道999、名探偵コナンメインテーマ等)
対象 市内在住、在勤、在学の方
定員 50人(先着)
参加費 無料
問合 神島田公民館 ☎32-1501

津島市民病院は 紹介受診重点医療機関になりました

問合 市民病院医事課医事G ☎28-5151 内線2111

津島市民病院は、令和5年8月1日付で、地域の医療機関の外来機能の明確化・連携のために紹介患者への外来を基本とする「紹介受診重点医療機関」として、愛知県より公表されました。

津島市民病院へ、外来でかかる際には、原則として開業医からの「紹介状」と「予約」が必要となります。

令和6年2月1日からは、紹介状を持たずに外来受診する患者さんには「特別の料金」として初診時選定療養費7,700円(医科)、5,500円(歯科)を徴収することが義務付けられております。

今後は、まずは身近な「かかりつけ医」を受診し、そのうえで専門的な検査や治療が必要な際には、「かかりつけ医から当院の予約」を取り、「紹介状」をもって、受診いただくようお願いします。

紹介状を持たずに、予約の無い場合、診療科によっては当日受診できないことがありますので、ご理解願います。



犬だって、 大切な 家族だから

問合 生活環境課環境保全G ☎55-9368

🐾犬を正しく飼いましょう

放し飼いをしていますか

犬を放して飼うことは愛知県の「動物の愛護及び管理に関する条例」で禁止されています。愛犬の散歩時は、必ずリードを付けて、自分だけではなく他人にも安心安全な散歩をしましょう。

フンや尿の片付けは、飼い主の責任です

放置されたフンや尿について、たくさんの苦情が寄せられています。散歩の際には、フンや尿を処理するための袋や用具を携帯しましょう。フンは持ち帰り、尿は水で流すなど、道路や塀を汚さないようにしましょう。

無駄吠えをしていますか

飼い犬の鳴き声が、近隣に迷惑をかけていることがあります。夜間や留守中など、無駄に吠えたりしないように「しつけ」が必要です。

しつけが困難なときは、愛知県動物愛護センター(☎0586-78-2595)に相談しましょう。

飼い主の変更等は届出を

飼い主や住所等の変更があったときは、問い合わせ先の窓口で変更の手続きをしてください。

🐾犬のフン放置に警告!イエローチョーク作戦

「イエローチョーク作戦」は、地域の住民が主体となって取り組む犬のフン放置対策です。

イエローチョーク作戦を実施することで、フン害に悩む地域に監視の目があることを示し、飼い主に認識していただくことで、マナーの向上、フン放置の防止を目指します。

どんな活動をするの?

- ①道路上に放置された犬のフンの周囲を、イエローチョークを用いて丸で囲みます。
- ②当該フンの横に発見日時を記入します。
- ③日または時間を変えて当該フンの状況を再度確認した際に、そのままフンが放置されていたときは確認した日時を、フンが除去されていたときは確認した日時とともに「なし」と記入します。

※①～③の行動を1週間続けます。

申込 ①イエローチョーク作戦実施届出書を生活環境課の窓口へ提出します。

- ②参加者には、使用物品を支給します。
 - ・イエローチョーク作戦実施マニュアル(1件につき1部)
 - ・イエローチョーク(1件につき2本)

注意事項 市民のみなさんによるボランティア活動です。
許可なく私有地や他人の管理地には書かないでください。

イエローチョーク 作戦実施例



広げよう人権の輪

問合せ 人権推進課人権同和・男女参画G ☎55-9364

5月に中学生一日人権擁護委員に委嘱され、街頭にて人権啓発をしていただいた神守中学校の前期生徒会役員の皆さんに、人権について思うことについて作文を寄せていただきました。皆さんもぜひ、人権について考えてみてください。

身近な人権

3年A組 児玉ゆず姫



先日、人権啓発活動に参加させていただきました。これをきっかけに人権とは何であるか、特に性別による差別や格差とはどのようなことであるかを深く考えることができました。この活動を通じて、人権問題が私たちの身近に多くあることに気づきました。

人権は誰にとっても大切なことであり、互いの違いを認め合えるような社会づくりをしていく必要があります。私たちもそれを目指して行動していかなければならないと思いました。

適切な発言

3年D組 村木友哉



人によって同じ言葉でも感じ方や受け止め方が違います。その人の性格、特徴、立場などまったく同じ人はいません。そのことを意識して相手の人権を侵害し傷つける発言をするのは控えるべきです。

僕は野球をやっています。僕のチームでは、いじめはありません。しかし、他のチームでは、思い悩み、チームを去る人もいます。ですから、相手を思いやる発言をしたりお互いを尊重できる環境づくりを整えたりするべきだと思います。

いじめ

2年D組 山崎優晟



人というのは一人一人がかかえているものの大きさが異なります。自分ではちょっとふざけたつもりや冗談のつもりでも、受け手にはいじめとを感じる人もいます。このように捉え方が異なってしまうことで、いじめようとしていなくてもいじめに発展する可能性があります。ですから、お互いのことをよく理解し尊重したうえで接することが大事だと思います。

ロシア・ウクライナ問題の人権問題

3年B組 宮崎 樹



僕は、今世界で問題になっているロシア・ウクライナ問題も人権問題の1つだと思います。テレビやニュースなどはあまり見ませんが、それでもロシア・ウクライナ問題が非常に問題になっていることを知っています。その中でも特にウクライナの人々は戦争をしたくないという人や今も毎日怯えている人が多くいることを知り、人権が守られているのか考えさせられます。

ですから、この問題も人権問題の1つだと思います。

人権とは何か

2年A組 太田柚子歩



人権啓発活動を終えて、人権とは何か改めて考えることが出来ました。人の考え方や感じ方は一人一人違って、それが当たり前であるはずなのに、自分と考え方や主張が異なる人に対し、攻撃的な発言をする人は少なくありません。私は、考え方の違いは貴重と捉え、すべてを賛同する必要はないと思いますが、相手のことを理解するように努めることはできるのではないかと考えます。私は人権を大切に、たくさんの意見を尊重できる人になりたいです。

広く障がい者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、平成16年6月の障害者基本法の改正により設定されました。

障がいのある人もない人も、同じ社会の一員として、お互いにその人らしさを認め合いながら共に生きる社会を作るため、障がいや障がいのある人のことを知り、身近なこととして考えてみませんか。

障がいの種類

大きく分類して3種類の障がいがあります。

身体障がい 生まれつき、または事故や病気などの理由により視覚や聴覚、手足、心臓や腎臓などの内臓の機能に支障が生じる状態。

知的障がい 判断力や理解力などの認知機能に遅れが生じていたり、人や環境になじみにくいなど社会生活が困難な状態。

精神障がい 統合失調症やうつ病など精神の病気により、様々な精神症状や行動の異常が現れる状態。

障がいのある人にかかわるマーク



身体障害者標識

肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている人が運転する車に表示するマークです。



聴覚障害者標識

聴覚に障がいのある人が運転する車に表示するマークです。



耳マーク

聴覚に障がいのある人がコミュニケーションを円滑にするため制定されたマークです。



手話マーク

手話でのコミュニケーションを円滑にするため策定されたマークです。



筆談マーク

筆談が必要な人がコミュニケーションを円滑にするため策定されたマークです。



盲人を表示する国際マーク

視覚障がいを示す世界共通のシンボルマークです。



はくじょう

「白杖SOSシグナル」普及啓発シンボルマーク

白杖を頭上50cm程度に掲げて、SOSのシグナルを示している視覚に障がいのある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという普及啓発シンボルマークです。



障害者のための国際シンボルマーク

障がいのある人が容易に利用できる建物、施設であることを明確に示すシンボルマークです。



オストメイトマーク

人工肛門・人工膀胱を使用している人(オストメイト)のための設備があることを表し、オストメイト対応トイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。



ほじょ犬マーク

身体障害者補助犬(盲導犬・介助犬・聴導犬)同伴の啓発のためのマークです。



ハートプラスマーク

身体内部(心臓、呼吸機能、じん臓、肝臓、膀胱・直腸、小腸、免疫機能)に障がいのある人を表しています。

以下のマークは福祉課で配布しています



ヘルプマーク

義足等を使用している人、内部障がいや難病の人など、外見から分かっていても援助や配慮を必要としている人が、周囲に配慮を必要としていることを知らせるマークです。1人1個まで福祉課で配布しています。



ヘルプカード

障がいのある方等が普段から身につけておくことで、緊急時や災害時に、周囲の配慮や手助けをお願いするためのカードです。福祉課で配布しています。市ホームページからのダウンロードも可能です。

年金のお知らせ

問合 保険年金課医療・年金G ☎24-1114 中村年金事務所 ☎052-453-7200

年金相談

中村年金事務所職員による年金相談が、毎月1回行われています。

相談日 毎月第4木曜日(祝日の場合は変更)

※市政のひろば「市民相談」のページをご確認ください。

時間 午前10時～午後3時

場所 市役所1階相談室

定員 12人(要予約)

予約受付 相談日の当月の1日(閉庁日の場合は翌開庁日)午前9時から電話または直接保険年金課の窓口へ。

※基礎年金番号がわかるものや手続きに必要なものをすべて持参し、相談時間前にお越しください。

※共済年金や恩給の相談はできません。それぞれの連絡先へ確認してください。

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書

国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合に必要となる「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」(はがき)が、日本年金機構から送付されています。

なお、今年10月1日以降に初めて納付した方には、翌年2月上旬に送付される予定です。

年末調整または確定申告の手続きの際には、この証明書や領収書が必要ですので、大切に保管してください。



年金事務所での相談・手続きの際は予約相談をご利用ください

☎0570-05-4890(予約受付専用)

受付時間 午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)

※予約の際は、基礎年金番号がわかるものを準備してください。

津島ロータリークラブ社会貢献事業

おわだてつお

小和田哲男氏 講演会

演題 戦国時代の津島とその周辺
—織田信長は勝幡城で生まれた—

日時 令和6年2月4日(日) 午後2時開演(1時開場)

場所 文化会館大ホール **定員** 800人(先着・参加費無料)

申込 ロータリークラブのホームページからお申し込みください。

主催 津島ロータリークラブ **後援** 津島市・津島市教育委員会

問合 津島ロータリークラブ事務局 ☎0567-26-1600



講師 小和田哲男氏



税のお知らせ

令和6年度市・県民税の主な変更点

森林環境税の創設

森林環境税とは、森林の整備や木材の利用促進等の施策の財源に活用されるために設立された国税です。

令和6年度から個人住民税均等割に併せて1,000円をご負担いただきます。

なお、東日本大震災復興基本法に基づき、平成26年度から個人住民税均等割に1,000円課税されていますが、こちらは令和5年度で終了します。

上場株式等の配当所得等に係る課税方式の統一

上場株式等の配当所得等や譲渡所得等、特定公社債等の利子所得に係る課税方式は、これまで所得税と個人住民税において異なる課税方式を選択できましたが、令和6年度から所得税の課税方式と統一させることになりました。

令和5年分以降の所得について、所得税と住民税で異なる課税方式を選択することはできません。

上場株式等の配当所得等や譲渡所得等を確定申告すると、合計所得金額や総所得金額等に算入されることになり、各種行政サービスにおける算定基準等に影響が出る場合がありますのでご注意ください。

国外居住親族に係る扶養控除の見直し

年齢が30歳以上70歳未満の国外居住親族について、次のいずれかに該当しない場合は、扶養控除等の適用対象外となります。

- ・ 留学により非居住者となった方
- ・ 障がい者

- ・ 扶養控除等を申告する納税義務者からその年における生活費または教育費に充てるための支払いを38万円以上受けている方

提出書類等、詳しくは、国税庁ホームページをご確認ください。



個人市・県民税(個人住民税)の特別徴収推進

事業者が所得税の源泉徴収義務者である場合、地方税法および各市町村の条例の規定により、特別徴収義務者として従業員の毎月の給与から個人市・県民税を特別徴収していただくこととなっています。

特別徴収の対象となる方

前年中に給与の支払いを受け、かつ当年の4月1日に給与の支払いを受けているすべての従業員(パート・アルバイトも含む)

特別徴収の対象にならない方

- ・ 退職者(退職予定者を含む)
- ・ 2つ以上の事業所から給与の支払いを受け、他の事業所で特別徴収が行われている方
- ・ 毎月の給与支給額が少なく、個人市県民税を特別徴収しきれない方
- ・ 給与が毎月支給されていない(不定期な)方

確定申告書、市・県民税申告書は自分で作成して提出しましょう!

市では毎年2月16日から3月15日まで所得(所得税、市・県民税)の申告受付会場を開設しますが、会場内の混雑緩和のため、今年度も完全予約制で行います。

予約の申込方法の詳細等については、決まり次第、市政のひろば等でお知らせします。

なお、予約数に限りがあるため、自宅で作成して提出いただくことをおすすめします。

所得税の確定申告をする方

スマートフォンやパソコンによる自宅からの電子申告または税務署への郵送提出をお願いします。作成内容や提出方法は、税務署へお問い合わせください。

市・県民税の申告をする方

市・県民税の税額試算と申告書作成が、市ホームページからできます。作成した申告書を印刷して氏名などを記入し、添付資料を同封すれば、郵送等で申請できます。